

平成 27 年 5 月 14 日

京都府知事 殿

全国ブラックバス防除市民ネットワーク
会 長 高 橋 清 孝

亀岡のアユモドキ保護に関する意見書

京都府におかれましては、そのホームページにおいて平成 27 年 4 月 28 日の文書「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)の整備計画の策定にあたり考慮すべき基本方針(素案)」を公表しましたが、この基本方針(素案)の取り扱い方次第では、アユモドキとその生息環境に対して、京都スタジアム建設の悪影響が回避できるか危惧されますので、貴職による慎重な検討、対応を求め、下記のとおり意見具申いたします。

記

1. 京都府及び亀岡市が共同で設置した環境保全専門家会議において、京都スタジアム建設と自然保護の両立のための対応策について真摯な検討がなされたものと承知してはいますが、基本方針(素案)の前文にも記述されているとおり、検討中のものや未検討のものが含まれており、実行可能性などに関して今後さらに検討が必要とされています。
2. 環境保全専門家会議のなかで、京都府及び亀岡市は、基本方針(素案)の内容について、現在取りまとめ中の京都スタジアムの基本設計に反映させたうえで、今後、水田環境に関する実証実験等の調査や環境保全専門家会議の検討と実施設計・建設工事を並行して進め、調査検討の結果を実施設計の内容、建設工事の内容に反映させ、途中の時点でも計画を柔軟に変更していく新たな事業方式を導入するという考え方を示したと聞いていますが、これでは順序が逆です。
3. これまでの環境保全専門家会議における検討のなかでは、スタジアムの立地、配置がアユモドキの生息・繁殖に悪影響を及ぼすのか、あるいは悪影響を回避できるのかについて、現時点では科学的な根拠に基づいた影響評価は出来ていないとされています。
淡水魚類や生態学の専門家によれば、アユモドキの生態は解明されていない点も多く、今後、野外における水田環境実証実験等により必要なデータを取得することが科学的な影響評価のためには欠かせないと考えられています。
それにもかかわらず現段階で実施設計・建設工事をスタートするのでは、確実にアユモドキが保全される保証がどこにもありません。

4. 事業実施段階である京都スタジアムの実施設計に着手するためには、まず、野外実験等を通じて取得したデータに基づき、環境保全専門家会議において、悪影響が回避できるかどうかの科学的な評価がなされ、生息環境の保全・改善に関して、今回の基本方針(素案)に掲げられた各項目の実効性の担保が確認されることが必要であると考えます。

5. 京都府では、府の大規模な公共事業について事業の妥当性を事前に評価するために公共事業評価委員会を設置しており、実施設計費の予算計上の際には、環境の保全の観点も含め事業の妥当性を評価するという立派な仕組みが設けられています。

アユモドキをはじめとした貴重な動植物、それらの生息・生育環境は全国的、国際的な重要性を有しており、こうした自然環境に影響をおよぼすおそれのある京都スタジアムの建設事業については、公共事業評価委員会においても慎重に審議される必要があると考えます。

そのためには、環境保全専門家会議で科学的根拠に基づく影響評価がなされたうえで、その結果を踏まえて公共事業の事前評価が行われるべきと考えます。

6. 今回公表された基本方針(素案)で意図しているような手順、つまり、実施設計段階・建設工事段階において環境保全専門家会議の意見を踏まえて柔軟に計画内容を変更していくということを理由にして、悪影響の回避に関する科学的な評価がなされていない段階で、公共事業評価委員会に諮り、実施設計予算を計上するというような手順を採用したならば、「環の公共事業」という環境との共生を重視した考え方を組み込んだ、全国的にも先進的な京都府の公共事業評価システムの存在意義が失われることとなります。

7. 国際自然保護連合(IUCN)種の保存委員会淡水魚類専門家グループの技術オフィサーであるイアン・ハリソン博士による平成27年3月10日付けの書状にもあるとおり、亀岡のアユモドキの保全は世界的な関心事です。万一、亀岡からアユモドキが消滅するようなことがあれば、京都府ばかりではなく、日本にとって非常に不名誉なことです。

ですから、アユモドキなどこの地域に特有の貴重な自然環境に対して悪影響が及ぶことを回避するよう、貴職の慎重な検討、対応を切に求めます。

連絡先

〒142-0042 東京都品川区豊町 4-17-9
090-5219-1095 (事務局長 小林)
tekarikob@gmail.com